

本県学校体育の課題と施策

1 本県学校体育の課題

本県の児童生徒の体力は、「新体力テスト」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、全国平均値よりも高い状況にあります。

しかし、令和4年度も、体力の低下が見られており、新型コロナウイルス感染症の流行や生活習慣の変化などが原因と考えられます。

全国的に、日常的な身体活動の減少や運動をする子供とそうでない子供の二極化、スポーツを「する・みる・支える・知る」といった多様な視点からの関わりを考えることが課題とされ、本県でも同様の傾向があります。

しかし、本県では、「運動・スポーツが好き」「やや好き」と感じている児童生徒の割合が全国平均よりも低い結果となっています。

学校体育においては、すべての児童生徒に対して、運動への関心や自ら運動する意欲、運動の知識、技能など、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成していくことが求められています。体育授業だけでなく、学校教育活動全体で体力向上に取り組むとともに、家庭や地域と連携した取組も必要となっております。

また、部活動は学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するとともに、体力向上にも大きな役割を果たしております。

国の示すガイドラインや「県方針」に則り、適切な運営のための体制整備、合理的で効率的・効果的な活動や適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえた環境の整備など具体的な取組を進めていくことが求められております。

そのためにも、指導者が研鑽を積み、更なる資質向上に努めることや専門的指導力を有する外部人材の活用を一層充実させることが課題であります。

さらに、国は学校部活動の地域連携及び地域移行を進めており、本県といたしましても、令和5年度からの地域連携・地域移行の取組を推進いたします。

2 埼玉県教育行政重点施策

埼玉県教育委員会では、令和元年度（2019年度）からの5年間に取り組むべき教育施策の体系を明らかにした「第3期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、各施策を推進しています。

本計画では、埼玉県5か年計画や埼玉教育の振興に関する大綱、国の第3期教育振興基本計画も踏まえながら、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」という基本理念と、10の目標、30の施策、155の主な取組を設定しています。また、進捗状況を把握するため、38の指標を設定しています。

第3期埼玉県教育振興基本計画を実現するためには、各年度において、効果的かつ着実に様々な事業を展開していかなくてはなりません。このため、計画期間中の各年度における重点的な取組を定めた「埼玉県教育行政重点施策」を策定し、本計画の実現に取り組んでいます。

令和5年度は、第3期埼玉県教育振興基本計画の実施5年目に当たります。計画を実現するため、計画上の「主な取組」や計画策定後の新たな行政課題を踏まえ、10の「重点項目」と29の「主な取組」を定めました。

<令和5年度 埼玉県教育行政重点施策（案・抜粋）>

（下線部は体育・保健体育及び運動部活動が特に係わること。）

重点項目3 健康の保持増進と体力の向上

○新体力テストの実施と体カプロフィールシート等の活用による一人一人の体力の向上

○運動好きな児童生徒を育成するための授業改善

重点項目7 教職員の資質能力の向上と学校の組織運営の改善

○学校における働き方改革の推進

○不祥事根絶に向けた取組の推進

詳しくは上記計画及び施策をご覧ください。

学校における体育経営の重点

1 児童生徒が主体的に運動する授業の実践

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するためには、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、三つの資質・能力をバランスよく身に付けられるようにすることが大切である。

そのため、以下の視点を踏まえ、児童生徒が自ら進んで学習に取り組む授業を実践していく必要がある。

- ・小・中・高 12 年間の発達段階のまとまりを考慮し、指導内容の明確化と体系化を図り、指導計画や学習過程を工夫する。
- ・児童生徒が一人一人の能力・適性等に応じた課題を持つことができるように、課題解決に必要な学習の場を工夫する。
- ・指導したことに対して適切な評価を行い、次の指導等に生かす。

2 体育・健康に関する指導の充実

健やかな体と豊かな心を持つ児童生徒を育成するためには、学習指導要領総則第 1 の 2 の (3) 「学校における体育・健康に関する指導」の趣旨を踏まえ、体育・健康に関する指導を教育活動全体の計画に位置付け、全教職員の共通理解の下、積極的に行う必要がある。

- ・地域や学校の実態を十分考慮して活動時間や活動内容などを工夫する。
- ・体育施設・設備の計画的な整備及び現有施設・設備の有効かつ適切な活用に努める。

3 体育的活動時における安全教育と安全管理の充実

児童生徒が運動・スポーツを安全に行うためには、一人一人が常に健康・安全に留意して運動する態度を身に付ける必要がある。

また、施設・設備の日常的、定期的な安全点検と、それに伴う事後措置を確実に行うとともに、事故発生時に適切な対応ができる緊急体制を確立する。

4 組織的、計画的な研修の推進

教員が指導を効果的に進めるためには、体育・保健体育に関する知識や技能等を身に付け、指導と評価の充実を図り、改善を繰り返し行う必要がある。

そのため、校内における組織的、計画的な研修を推進するとともに、校外の研修会・講習会等に積極的に参加し、その内容を校内に伝達するように努め、指導力の向上を図る。

令和5年度 指導の重点

1 小学校：体育 中学校：保健体育

◇本年度の重点

- (1) ICTを効果的に活用した授業の実践
- (2) 三つの資質・能力をバランスよく育むことができる学習過程を工夫し、運動の楽しさや喜びを味わえる授業の実践
- (3) 健康・安全について、小学校では、基礎的・基本的な内容を実践的に理解できるようにし、中学校では、科学的に理解できるようにする保健教育の実践

◇現状と課題

- ・運動の特性や魅力を十分に味わうことのできる授業実践
- ・指導内容の明確化を図るとともに、発達の段階を踏まえた指導と評価の計画の作成
- ・運動領域（体育分野）と保健領域（保健分野）を関連させた指導の充実
- ・体育的活動時の事故防止

(2) 三つの資質・能力をバランスよく育むことができる学習過程を工夫し、運動の楽しさや喜びを味わえる授業の実践

- ・学校や地域の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性、各学校種間の関連を十分考慮して、2学年間や小学校6年間、中学校3年間の見通しに立って、指導計画を作成し、日常的な活用及び見直しを図る。
- ・指導内容の明確化を図り、それらが確実に身に付くような指導方法を工夫する。
- ・指導内容の定着を確実に評価する方法と、評価を次の指導に生かす方法を工夫し、指導と評価の一体化を図る。
- ・体育と保健を一層関連させて指導する。

(3) 健康・安全について、小学校では、基礎的・基本的な内容を実践的に理解できるようにし、中学校では、科学的に理解できるようにする保健教育の実践

- ・小学校では健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点、中学校では生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成する観点を踏まえ、系統性のある指導ができるように、指導内容を明確にする。
- ・健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫改善に努める。

2 高等学校：保健体育

◇本年度の重点

- (1) ICTを効果的に活用した授業の実践
- (2) 学習指導要領（平成三十年告示）の趣旨に則った指導計画の作成と指導と評価の改善
- (3) 健康・安全に関する内容を総合的に理解するとともに、生涯を通じて健康の保持増進や回復を目指す実践力の育成

◇現状と課題

- ・12年間の系統性を踏まえた指導内容の見直し
- ・運動やスポーツとの多様な関わり方を重視した指導計画と内容の取扱いの充実
- ・体育と保健を関連した指導の充実
- ・体育的活動時の事故防止

(2) 学習指導要領（平成三十年告示）の趣旨に則った指導計画の作成と指導と評価の改善

- ・体育の見方・考え方を働かせ、小学校から高等学校までの12年間を見通して、卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるよう、系統性を踏まえた指導内容の見直しを図る。
- ・生徒が選択して履修することができるよう配慮するとともに、「共生」の視点を踏まえ男女共習を原則とした指導方法の工夫を図る。
- ・三つの資質・能力を育成する指導内容を明確にした上で、運動の楽しさや喜びを味わえる授業改善を図りながら、バランスよく評価する。
- ・健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させ、学習した結果としてより一層の体力の向上を図る。

(3) 健康・安全に関する内容を総合的に理解するとともに、生涯を通じて健康の保持増進や回復を目指す実践力の育成

- ・保健の見方・考え方を働かせ、生涯を通じて自他や社会の健康に関する課題を解決していくための資質や能力の育成を図る。
- ・「保健」と「体育」の内容を関連付け、健康な生活と運動やスポーツとの関わりを深く理解したり、心と体が密接につながっていることを実感したりできるよう留意する。

※「(1) ICTを効果的に活用した授業の実践」は、各教科・領域共通のため、県立総合教育センターホームページ「義務教育指導課 研修用資料サイト」に掲載の「I 指導の重点（総論）」を参照。